

告 示

埼玉県告示第百三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市新宿町十七―一、十七―二、十七―三、十七―四、十七―五、十七―六、十七―七、十七―八、十七―十三

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四百七十九・八九八立方メートル